

鳥取県特別医療費助成条例及び鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について（通知）

〈24.4.5 第201200006423号 鳥取県福祉保健部障がい福祉課長〉

この度、鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）及び鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部が改正され、公布されました。今回の改正は、平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより、その影響を受ける障がい者及びひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう、下記のとおり所要の改正を行ったものですので御承知ください。

（担当）認定担当 秋本（電話）0857-26-7856

記

第1 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第17号）の概要

1 改正理由

平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) ひとり親家庭に係る特別医療費の受給者には、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用したならば、所得税が非課税となるものを含むこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。

3 改正内容の構成

- (1) 平成22年度税制改正の影響を遮断するための措置に係る規定は、改正後の条例別表第5号（ひとり親家庭の受給資格要件）
- (2) (1) 以外は、条例の内容を簡潔かつ正確にするために改正するもので、実質的な内容の改正はなし。
 - ア 改正後の条例第3条第2項第1号イ（境界層）
境界層該当者について、表現を簡潔にした。
 - イ 改正後の条例第4条（一部負担金）の新設
改正前の条例第3条が補助金の交付に関する部分と医療費助成を受ける者の一部負担金の部分とが混在して分かりにくかったため、第4条（一部負担金）を新設することで分かりやすくした。
 - ウ 改正後の条例別表第1号（身体障がい者の受給資格）
対象所得について、明確に定義付けを行った。

第2 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年鳥取県規則第20号）の概要

1 改正理由

障がい者の特別医療費の助成対象が変わらないように、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を引き続き所得から控除するよう所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 特別医療費の助成対象基準である障がい者の所得の算定においては、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を控除する。
- (2) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年7月1日とする（2）を除き、公布日とする。

3 改正内容の構成

- (1) 平成22年度税制改正の影響を遮断するための措置に係る規定は、改正後の規則第2条の表の上から3段目

改正前は特定扶養親族の定義を所得税法から引用していたが、今回の条例改正により、税制改正前の特定扶養親族（16歳以上23歳未満）と同じ定義付けを行い、税制改正の影響を遮断する。

ア 改正前「(所得税)法に規定する特定扶養親族」

所得税法の定義をそのまま引用しているため、税制改正の影響を受ける。(税制改正後は19歳以上23歳未満に。)

イ 改正後「所得税法に規定する扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満のもの」

税制改正前の特定扶養親族と同じ定義付けを行い、税制改正の影響を受けない表現とする。(引用している扶養親族の定義は税制改正の前後で変更なし。)

- (2) (1) 以外は、規則の内容を簡潔かつ正確にするために改正するもので、実質的な内容の改正はなし。

ア 改正後の規則第1条の2

各号の規定について、号の立て方、引用している法令の条ずれ等を整理した。

イ 改正後の規則第2条

改正前は本文括弧書き中に定められていた老人配偶者控除、老人扶養控除、特定扶養控除の規定を整理し、その他の控除と同様に表で示した。